

疾 対 第 2 0 4 号
令和 7 年 6 月 1 8 日

障 害 福 祉 課 長 殿
介 護 保 険 課 長 殿

疾 病 対 策 課 長

結核の定期健康診断の実施及び実施後の報告について（依頼）

施設の従事者及び入所者については、感染症法により結核の結核の定期の健康診断を実施し（法第 53 条の 2）、都道府県知事（保健所長経由）へ報告すること（法第 53 条の 7）が義務づけられています。

つきましては、下記により定期健康診断の実施と実施後の報告を確実に行っていただきますよう、貴課所管の対象施設（奈良市除く）に対し周知いただきますようお願いいたします。

記

- 1 定期の健康診断の実施について(感染症法第 53 条の 2)
 - 1) 事業者の行う定期の健康診断(毎年実施)
社会福祉法第 2 条第 2 項第 3 号に規定する施設(※ 1)において業務に従事する者
社会福祉法第 2 条第 2 項第 4 号に規定する施設(※ 2)において業務に従事する者
 - 2) 施設の長の行う定期の健康診断(毎年実施)
社会福祉法第 2 条第 2 項第 3 号に規定する施設(※ 1)の 65 歳以上の入所者
社会福祉法第 2 条第 2 項第 4 号に規定する施設(※ 2)の 65 歳以上の入所者
- ※ 1 社会福祉法第 2 条第 2 項第 3 号に規定する施設
養護老人ホーム、特別養護老人ホーム又は軽費老人ホーム
- ※ 2 社会福祉法第 2 条第 2 項第 4 号に規定する施設
障害者総合支援法に規定する障害者支援施設
- 2 実施後の報告について(感染症法第 53 条の 7)
上記 1 の健康診断を行ったときは、実施した月の翌月 10 日までに、別紙様式 1「結核健康診断報告書（事業者用）」及び別紙様式 2「結核健康診断報告書（学校・施設の長用）」により、管轄する保健所にご報告ください。

◆報告様式等の詳細は、下記ホームページをご覧ください。

<http://www.pref.nara.jp/item/84960.htm#itemid84960>

| | |
|-----|-----------------------------|
| 担当 | 奈良県福祉保険部医療政策局 疾病対策課 感染症係 |
| TEL | 0742-27-8612 |
| FAX | 0742-27-8262 |